

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国保資格管理システム（国民健康保険に関する事務）	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども・健康部保険年金課国民健康保険係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入・脱退等の手続きのため	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7続柄、8個人番号、9世帯構成、10通称名、11在留資格、12在留期間、13符号、14収入、15職業・職歴、16勤務先・通学先、17健康保険加入歴、18被保険者資格内容、19国籍、20マイナンバー	
記録範囲	市内に居住する国民健康保険加入・脱退対象者（1～20）	
記録情報の収集方法	本人からの提出により収集（1～7、9） 朝霞市課税課への閲覧、文書による通知、情報連携により収集（1、2、5、14～16） 勤務先への文書による通知、電話による照会により収集（1、2、5、17） 健康保険組合への文書による通知、電話による照会により収集（1、2、5、17） 朝霞市こども未来課への閲覧、文書による通知、情報連携により収集（1、2、5、18） 朝霞市収納課への閲覧、文書による通知、情報連携により収集（1、2、5） 朝霞市生活援護課への閲覧、文書による通知、情報連携により収集（1、2、5） 朝霞市総合窓口課への閲覧、文書による通知、情報連携により収集（1、2、5、7、10、11、12、19、20） 総務省への情報連携により収集（8） 日本年金機構への文書による通知、情報連携により収集（1、2、5）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市町村（1、2、5、17）、捜査機関（1、2、5、17） 会計検査院（1、5）、埼玉県（1、5） 総務省年金記録確認第三者委員会（1、2、5、17） 情報ネットワークへの接続機関（3、7、8、9、17、18、20）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法定事務・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	